

Info 申告会場でマイナンバーカードの申請を行いませんか

問 役場 町民生活課 戸籍住民係 内線2111～2113

「平成30年度分町県民税・国民健康保険税の申告相談」の会場において、下記の日程でマイナンバーカードの申請をお手伝いします。

希望する方は下記の書類を持ってお越しください。

日 程	場 所	
2月9日(金)	近永公民館	
2月18日(日)	愛治公民館	
2月25日(日)	日吉支所	
3月4日(日)	泉公民館	※申告相談開催時間内 (9時～15時)にお越しください。

持ち物

①本人確認書類 ※(1)または(2)をお持ちください。

(1)顔写真付きの公的機関発行の書類(有効期限内のもの)1点

例：運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳等

(2)顔写真付きの公的機関発行の書類をお持ちでない場合

「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(有効期限内のもの)2点

例：健康保険証または介護保険証、年金手帳、預金通帳等

②個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

平成27年にお送りしたマイナンバー通知カードに付随していた申請書です。

紛失された方は、その旨を窓口にて申し出ください。

申請書がない場合も、マイナンバーカードを申請することができます。

申請補助の内容

①顔写真の撮影

申請に必要な顔写真を、町が用意したタブレット端末で撮影します。ご自身で顔写真を準備する必要はありません。

②オンラインによる申請

撮影した顔写真を使用して、そのままタブレット端末で申請を行います。職員が補助しますので、難しい操作をする必要ありません。

申請後、約1カ月でマイナンバーカードのお受け取りについてをお知らせする通知書を、ご自宅に送付します。

マイナンバーカードには、身分証明書としての機能が付加されています。

さらに、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを提供する際に必要な本人確認にも使用できます。

